

【2023年8月28日発行】

=====

■ 人事労務マガジン／特集第212号 ■

=====

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

=====

厚生労働省 Twitter・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 Twitter>

手順1 Twitter アカウント登録してログイン

手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック

手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

手順1 Facebook アカウント登録してログイン

手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック

手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 9月24日開催「労働者協同組合に関するフォーラム」の参加者を募集中（参加無料・オンライン同時開催）
2. 「多様な正社員制度」の導入・改定をコンサルタントが無料でサポートします【再掲】
3. 「労働判例・政策セミナー」をオンデマンドで視聴いただけます
～職場のトラブル予防、解決に取り組みたい方対象～【再掲】
4. オンライン開催「テレワークセミナー」の受講者募集中【再掲】
5. 「労働契約等解説セミナー2023」を9月6日、14日、22日、26日にオンライン開催
無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説【再掲】
6. 「医師の働き方改革」について医学生向けの講義を実施しませんか？【再掲】
7. 高校・大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」を9月～10月にオンライン開催【再掲】
8. 「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集
10月からオンラインと会場で全55回開催【再掲】

9. 外国人技能実習制度に関するセミナーと個別コンサルティングをオンラインで実施します【再掲】

【トピック1】9月24日開催「労働者協同組合に関するフォーラム」の参加者を募集中（参加無料・オンライン同時開催）

新しい法人制度「労働者協同組合」をご存知ですか？

2022年10月、労働者が出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事する「労働者協同組合」という新しい法人制度がスタートしました。荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など、多様な事業分野で労働者協同組合を活用した新しい働き方が広がっています。

厚生労働省では、労働者協同組合の魅力を皆さまに知っていただくために、今年度2回のフォーラムを開催します。第1回目の今回は、基調講演や西日本地域で活躍する労働者協同組合の事例紹介等を通して、地域課題の解決に向けて、今後ますます期待される労働者協同組合の可能性をお伝えします。

オンライン同時開催で、どなたでも参加できます。全国からのご参加をお待ちしています。

【事前申し込み制、参加無料】

■日時：9月24日（日）13:00～16:00（予定）

■会場：関西大学梅田キャンパス 8階大ホール（大阪府大阪市北区鶴野町1-5）

■参加形態：会場、オンライン（Zoomウェビナー）

※会場・オンラインともに手話通訳があります。

■定員：100名

■申し込み締め切り：9月21日（木）

■内容：

◇労働者協同組合に関する講演

◇労働者協同組合として活動している団体の取組事例 ほか

【詳細・お申し込みはこちら】

知りたい！労働者協同組合法

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/forum_nishinihon

【お問い合わせ】

労働者協同組合法 相談窓口

フリーダイヤル 0120-237-297（受付時間 平日 9:00～17:00）

【再掲】

【トピック 2】「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントが無料でサポートします

厚生労働省では「多様な正社員」制度を普及・定着させるため、「多様な正社員」制度の導入や改定を検討されている企業へのコンサルティング支援を行っています。

「多様な正社員」とは、職務内容、勤務地、労働時間などを限定して選択できる正社員をいいます。

多様な正社員の専門知識を持ったコンサルタント（社労士等）が全国どの企業にも無料で伺います。また、オンライン（ウェブ会議形式を含む）で支援を受けることもできます。

■多様な正社員の活用ケース

- ・ 転勤や長時間労働等が困難な各自の事情に合わせて、雇用の期間の定めがなく能力を活かせる働き方を用意したい
- ・ 職務を高度な専門分野に限定して、特定の業務を行うプロフェッショナル人材を雇用したい
- ・ 転勤やフルタイム勤務が困難な各自の事情に合わせて、既存のあるいは新設した多様な正社員区分を、無期転換後の受け入れ先としたい

■支援概要

対象：「多様な正社員」制度の導入もしくは見直しを検討している企業

費用：無料

期間：2023年8月～2024年2月

実施方法：対面かオンライン（ウェブ会議等）を選択

回数：1社あたり4～6回程度の訪問支援を実施

内容：

- ・ 人事管理上の課題等の現状を把握し、多様な正社員の活用方針を整理
- ・ 導入する多様な正社員の格付けや待遇等の検討
- ・ 多様な正社員の導入に向けた就業規則等の修正の検討

【詳細・お申し込みはこちら】

「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 特設サイト

<https://tayounaseishainseido.com/>

【お問い合わせ】

令和5年度「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業事務局

(委託先：PwC コンサルティング合同会社)

TEL：03-6257-0785

E-mail：jp_cons_tayounaseishain@pwc.com

【再掲】

【トピック3】「労働判例・政策セミナー」をオンデマンドで視聴いただけます
～職場のトラブル予防、解決に取り組みたい方対象～

厚生労働省は、令和5年度第2回「労働判例・政策セミナー」を、9月11日（月）に開催します。すでに会場、ライブ配信の定員は満席となっていますが、9月19日（火）以降にセミナー動画がオンデマンドで配信されますので、ぜひご視聴ください。【視聴無料】

【内容】

「最近の労働政策・労働判例の動向と働きやすい職場の実現に向けた企業の人事労務管理」
～LGBTQ、シフト制をめぐる問題と人事労務管理の課題を中心に～

新型コロナウイルスの感染拡大等を受け、企業は在宅勤務・テレワークの拡大を図るなど新たな対応をとる一方、労働者の仕事に対する意識も近年大きく変化してきています。こうした変化に伴い、企業内ではさまざまなトラブルが生じ、個別労働紛争の増加につながるケースもみられます。

今回のセミナーでは、企業の労働問題に詳しい労働者側、使用者側の弁護士から、最近の労働政策・労働判例の動向を踏まえ、企業の人事労務管理上の様々な問題点等をご報告いただき、トラブルのない働きやすい職場を実現するため、企業、労働組合がとるべき対応を検討します。

職場のトラブル予防、解決に取り組みたい方は、ぜひご参加ください。

【講師】

コーディネーター：水町 勇一郎 東京大学教授

パネリスト：佐々木 亮 弁護士（旬報法律事務所）

吉野 公浩 弁護士（石寄・山中総合法律事務所）

【視聴申し込み】

9月19日（火）15時以降、「全基連」ウェブサイトからお申し込みください。

【詳細・お申し込みはこちら】

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（全基連）研修事業本部（委託先）

<http://www.zenkiren.com>

TEL : 03-3518-9103

【再掲】

【トピック4】オンライン開催「テレワークセミナー」の受講者募集中

厚生労働省は、8月31日（木）、9月29日（金）に「テレワークセミナー（第1回、第2回）」をオンラインで開催します。労務管理上の留意点、ICT活用と留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報をお届けします。【参加無料】

テレワークは、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。テレワークの活用によって、育児・介護と仕事の両立や、優秀な人材の確保・定着などの効果が見込めます。

このセミナーでは、テレワークを導入するに当たって、必要な労務管理、ICT活用方法と留意点、テレワークの活用方法、導入企業の事例等を説明します。

セミナー終了後に、労務管理面やICT面で企業が抱える個別具体的な課題などについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」も実施します。【希望者のみ・事前申し込み制】

【セミナー内容】

- ・ テレワークの導入事例の紹介
- ・ テレワーク導入企業の体験談紹介
- ・ テレワーク実施時の労務管理上の留意点
- ・ ICTの活用と留意点

【開催】

■第1回セミナー

日時：8月31日（木）13:30～15:30 ※オンライン接続開始 13:20

定員：200名

■第2回セミナー

日時：9月29日（金）13:30～15:30 ※オンライン接続開始13:20

定員：200名

【詳細・お申し込みはこちら】

テレワーク総合ポータルサイト

<https://telework.mhlw.go.jp/support/seminer/>

【今後のスケジュール】

■オンラインセミナー（各回13:30～15:30）

第3回開催日：10月30日（月）

第4回開催日：11月7日（火）

第5回開催日：11月15日（水）

第6回開催日：2024年1月26日（金）

■会場セミナー（各回13:30～15:30）

東京会場：11月24日（金）

大阪会場：12月22日（金）

【再掲】

【トピック5】オンライン「労働契約等解説セミナー2023」を9月に4回開催
無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめ、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、昨年7月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまなど、どなたでもご参加いただけます。セミナー終了後は、個別相談会も開催します。【事前申し込み制・参加無料】

【テーマ】

・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎

- ・無期転換ルール
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン

【開催概要】

開催日：9月6日（水）、14日（木）、22日（金）、26日（火）

開催時間：セミナー 13:30～15:40（休憩10分） 個別相談会 15:50～16:50

開催形式：オンライン

【詳細・お申し込みはこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局

ランゲート株式会社（委託先）

TEL：075-741-7862

【再掲】

【トピック6】「医師の働き方改革」について医学生向けの講義を実施しませんか？

「医師の働き方改革」を推進するためには、今後医師となる医学生が「医師の働き方改革」の趣旨・目的や労働関係法令の知識等を理解していることが重要です。

厚生労働省では、医学生向けに「医師の働き方改革」等に関する講義を行う医学部に対し、講義実施に向けた支援をしており、ご要望に応じて医師、弁護士等の講師派遣などを無料で行っています。

医学生の皆さんが医師の働き方について知るきっかけづくりとして、講義の実施をご検討ください。

※昨年度（令和4年度）は10大学（11回講義実施）にご利用いただきました。

【支援概要】

(1) 全般的な支援

講義内容の企画立案から、講師派遣、各種の事前準備、講義当日の運営等まで、ご希望に合わせて総合的にサポート

(2) 講師の派遣

大学で企画した講義テーマに合わせて、働き方改革に知見のある専門家（医師や弁護士）を講師として派遣

(3) 講義動画の提供

大学で企画した講義テーマに合わせて、講師による講義の動画を提供

(4) 資料の提供

大学で講義を実施するための資料を提供

※料金は全て無料

【お問い合わせ・お申し込みはこちら】

労働法教育に関する支援対策事業 大学医学部向け講義支援

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/contents/medical.html>

【再掲】

【トピック 7】 高校・大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」を9月～10月にオンライン開催

このセミナーは、高校や大学等の教職員の皆さまが、生徒や学生たちに労働法を教えられるよう、そのノウハウを分かりやすく解説するものです。

セミナーは「高校の教職員等向け」と「大学の教職員等向け」の2種類があり、参加者には高校・大学等で労働法を教えるためのマニュアル（冊子）を差し上げます。

教職員の方はもちろん、それ以外の方でも参加いただけます。関心をお持ちの方は、ぜひお申し込みください。【事前申し込み制・参加無料】

【テーマ】

- ・労働法を正しく理解する ～労働法教育の必要性・トラブル事例～
- ・就職活動と労働法 ～生徒の明るい未来のために～
- ・労働法はどう生きる ～アルバイト・インターン・就職活動・職業生活～ など

【開催日程】全てオンライン開催

・高校の教職員等向けセミナー

9月13日(水)・9月14日(木) 17:00~19:00

・大学の教職員等向けセミナー

9月7日(木)・9月8日(金) 14:00~16:00

10月17日(火)・10月18日(水) 17:00~19:00

※各回のテーマは、お申し込みページからご確認ください。

【詳細・お申し込み・お問い合わせはこちら】

高校の教職員等向けセミナー

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/contents/highschool.html>

大学の教職員等向けセミナー

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/contents/university.html>

【再掲】

【トピック8】「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集

10月からオンラインと会場で全55回開催

健康的でやる気あふれる職場を実現しませんか？企業の経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまへの支援を目的に、「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。オンラインで51回、会場（東京、大阪）で4回の全55回（うち3回は「特別企画 業務効率化セミナー」）開催します。【事前申し込み制・参加無料】

このセミナーでは、過重労働防止に関する労働関係法令の制度概要、過重労働の防止・解消のための対策・手法等の解説、取組みの好事例の紹介などを行います。

各回とも「過重労働とパワハラ防止対策」や「損害賠償請求事例と労災上積み補償」などの「詳細解説テーマ」も設けていますので、興味のあるものにご参加ください。

また、「特別企画 業務効率化セミナー」では、業務効率化の考え方や手法・事例などを中心にお伝えします。

経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまをはじめ、どなたでも無料で参加いただけます。特設ウェブサイトにて参加者を募集しています。皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催期間・時間】

2023年10月3日（火）～2024年1月18日（木）（全55回）

- ・午前開催の場合 9:30～12:00
- ・午後開催の場合 14:00～16:30

※日程や開催時間・会場・講師などの詳細は、特設ウェブサイトにてご案内しています。

【詳細解説テーマ例】

- ・過重労働に係る損害賠償事例
- ・過重労働とメンタルヘルス対策
- ・過重労働と労災認定
- ・過重労働とパワハラ防止対策
- ・過重労働とテレワーク など

【詳細・お申し込みはこちら】

特設ウェブサイト

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「過重労働解消のためのセミナー事務局」

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6 階

担当：川田代、磯谷

TEL：03-5283-1030（平日 10:00～17:00）

FAX：03-5283-1032

E-mail: kajyu-kaishou@zenkiren.com

【再掲】

【トピック】外国人技能実習制度に関するセミナーと個別コンサルティングをオンラインで実施します

法務省・厚生労働省が所管する外国人技能実習機構では、技能実習生を受け入れ中の監理団体や実習実施者の皆さま、現在、技能実習生の受け入れを検討中の皆さまを対象に、技能実習制度に対する理解を深めていただくため、セミナーと個別コンサルティングをオンラインで実施します。いずれも費用は無料です。

【開催概要】

1. 雇用環境改善促進セミナー（定員は各回先着 200 名様）

基礎編：9月8日（金）

応用編：10月17日（火）、11月9日（木）

【詳細・お申し込みはこちら】

外国人技能実習生の雇用環境改善促進セミナー

<https://www.mizuho-rt.co.jp/seminar/info/2023/ginojissyu/index.html>

2. 運用支援コンサルティング

監理団体向け、実習実施者向けに分けて実施します。なお、コンサルティングを受けたことを理由として、外国人技能実習機構の現地検査が行われることはありませんので、この機会にぜひご利用ください。

申込期限：11月30日（木）

【詳細・お申し込みはこちら】

「外国人技能実習制度 運用支援コンサルティング」参加事業者の募集について

<https://www.mizuho-rt.co.jp/topics/2023/ginojissyu.html>

【お問い合わせ】

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社社会政策コンサルティング部（外国人技能実習機構委託）

TEL：03-5281-5276（平日 10 時～12 時、13 時～17 時）

=====

★バックナンバー

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

●編集：厚生労働省

●当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
